

企画競争説明書

業務名称：ミャンマー国送配電系統技術能力向上プロジェクト（第2フェーズ）（有償勘定技術支援）

案件番号：190003

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2019年2月20日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年2月20日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ミャンマー国送配電系統技術能力向上プロジェクト（第2フェーズ）（有償勘定技術支援）

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年4月下旬～2021年9月下旬

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2019年2月27日（水） 12時

（2）提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2019年3月5日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2019年3月15日（金） 12時

（2）提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（3）提出先・場所：上記4. 窓口

（4）提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空費）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

機材に係る経費

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) MMK 1 = 0.072730 円

b) US\$ 1 = 109.341000 円

c) EUR 1 = 125.104000 円

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 総括／研修システム（PDCA）構築
- b) 配電技術（運用・保守管理）
- c) 変電技術

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 28.50 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年4月19日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。
なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- 力. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- （ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- （ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：送配電系統に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は30ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

（ ）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（総括／研修システム（PDCA）構築）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：電力分野の能力強化にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 配電技術（運用・保守管理）】

a) 類似業務の経験：配電技術にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力：語学評価せず

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 変電技術】

- a) 類似業務の経験：送電変電技術にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

（1）自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

（2）外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人員の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

（○）プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年3月20日(水) ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 会議室

3. 実施方法：

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以上

プロポーザル評価表

別紙

ミャンマー国送配電系統技術能力向上プロジェクト（第2フェーズ）（有償勘定技術支援）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／研修システム（PDCA）構築	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	—	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	—	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力：配電技術（運用・保守管理）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：変電技術	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第3 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

ミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という。）の電力需要は、近年の開発・投資の進展により、急激な伸びを見せている。特に暑期（3月～5月）に電力需要が最も高まり、2017年には最大電力需要は全国で約3,075MW（2017年5月中旬）を記録している。また、JICAが「電力開発計画プログラム形成準備調査」において策定支援した電力マスタープラン（案）では、2020年には4,531MW（ハイケース）まで増加すると見込んでおり、それに合わせて、電力供給量の増加が計画されている。

しかし、旺盛な電力需要に対する電力供給増を計画しているが、配電設備の増強や改修は遅れている。送配電口率は2014年度時点で20%（世界銀行、以下同。）と、依然として他のASEAN諸国と比較して高い水準にある。（タイ：6%、ベトナム：9%、インドネシア：9%、等。ミャンマー第1、2の商業都市であるヤンゴン地域、マンダレー地域の送配電口率も、2017年度時点でそれぞれ15.41%（ヤンゴン地域）、14.70%（マンダレー地域）と高く、配電用変電所についても負荷率が高い状況が続いている。2022年には負荷率が100%を超える変電所が数多く存在することが見込まれている。今後、電力需要に応じて発電所の新設や送電線の増強が実施されたとしても、配電口率や変電設備停止等により安定的な電力供給が阻害されることから、発電所や送電線の増強に合わせた配電関連設備の改修・増強とともに、送配電技術に係る能力向上が急務となっている。

かかる中、JICAは円借款事業「貧困削減地方開発事業フェーズ1（2013年6月L/A調印、借款金額：17,000百万円）」及び「貧困削減地方開発事業フェーズ2（2017年3月L/A調印、23,979百万円）」、「ヤンゴン配電網改善事業フェーズI（2015年6月L/A調印、借款金額：6,105百万円）」、「地方主要都市配電網改善事業（2017年3月L/A調印、借款金額：4,856百万円）」で配電網整備を、「全国基幹送変電設備整備事業フェーズI（2015年3月L/A調印、借款金額：24,678百万円）」及び「全国基幹送変電設備整備事業フェーズII（2015年10月L/A調印、借款金額：41,115百万円）」で送電網整備を支援している。

他方、ミャンマー電力エネルギー省（以下、MOEE）では、送配電網の整備・運用・保守管理に関する技術者の能力向上について、体系的な制度・体制や研修施設の下で実施しておらず、また設備の整備・保守管理等に関する技術基準・仕様に関しても十分な標準化がなされていない状況にある。

上記の状況から、ミャンマー政府は、送配電網の計画・建設・運用維持管理に従事する技術者の能力強化について、我が国に対し「送配電系統技術能力向上プロジェクト（以下、本プロジェクト）」に関する技術協力を要請した。JICAは、2016年1月にプロジェクトの枠組みについて先方政府とRecord of Discussions（以下、R/D）により基本合意し、2016年7月より本プロジェクトを開始している。

本プロジェクトは、MOEEの送配電系統技術に関わる人材育成計画の枠組みの策定、研修プログラムの整備、研修実施及び研修システムのPDCA(Plan, Do, Check, Action)サイクルの構築することにより、送配電系統の開発、運用維持管理に従事する人材の能力向上を図り、もって電力供給の信頼性、効率及びエネルギーアクセ

スの向上に寄与することを目的としている。

本プロジェクトは5年間の協力期間を想定しているが、うち前半の第1フェーズは2016年7月から2018年12月まで実施しており、作成したテキストをもとにMOEEのC/P機関への研修を行い、PDCAの1サイクル目を実施した。本契約に係る業務は、本プロジェクト後半の第2フェーズとして送配電系統技術に係る人材育成計画、研修プログラムの整備、2サイクル目の研修実施及び研修システムのPDCAサイクルの構築までを行う。

なお、本プロジェクトは、テキスト作成・研修の試行実施段階となる第1フェーズ（以下、第1フェーズ）と、評価・改善段階となる第2フェーズ（以下、第2フェーズ）に分けて実施していることから、改めてコンサルタント選定するものである。

2. プロジェクトの概要

上記R/Dにて先方政府と合意したプロジェクト概要は以下のとおり。これらの内、本業務で実施する活動対象については、各項（注）の記載による。

（1）上位目標

ミャンマーの電力設備の増強が促進され、電力供給の信頼性と効率及び、エネルギー・アクセスが向上する。

（2）プロジェクト目標

送変電及び配電システムに従事する技術者及び技能者の能力が向上する。

（3）期待される成果

成果1：人材育成計画の枠組みが策定される。

成果2：研修プログラムが整備され、実施される。

成果3：研修システムのPDCAサイクル（Plan, Do, Check, Action）が構築され実践される。

（4）活動の概要

【成果1に係る活動】

- 1) 先方実施機関の組織及び財務課題を特定し助言を行う（特に配電部門に重点を置く）
- 2) 技術標準化を含む送変電及び配電システムの技術的課題を特定し助言を行う（特に配電部門に重点を置く）
- 3) 既存の人材開発の計画、方針、研修システムのアセスメントを行う。
- 4) 人材育成計画について、枠組みおよびロードマップを検討、助言する。

（注）第1フェーズでは、成果1の1)から4)の検討まで実施している。本業務では、第1フェーズの成果達成状況をレビューし、先方実施機関へ助言を行う。また、成果1の4)については、人材育成計画の枠組み及びロードマップが策定されるよう支援する。

【成果2に係る活動】

- 1) 研修プログラムを検討、計画する。

- 2) 研修のためのシラバス、カリキュラム、テキストブックを作成する。
- 3) 講師を育成する。
- 4) 講師認定制度を準備、適用する。
- 5) 研修のための資機材調達を計画し、据付ける。
- 6) 送変電及び配電システムに関する技術標準化について助言し、テキストブックに反映する。
- 7) 研修を実施する。
- 8) 研修生のための評価システムを提案し、実施する。

(注) 第1フェーズでは、成果2の1)から8)の試行的実施までを一工程として、1サイクル実施している。本業務では、第1フェーズでの成果をレビューし、2サイクル目を実施するが、第2フェーズでは MOEEからの要望に基づき、新しい研修項目で実施するため、本業務においても成果2の1)から8)まで実施する。

【成果3に係る活動】

- 1) 研修システムをモニタリングし、評価する。
- 2) 研修プランの改善のための実施事項を提案する (PDCAサイクルの Action に相当)
- 3) PDCAサイクルが継続される組織の能力を確立する。

(注) 第1フェーズでは、成果3の1)および2)を実施している。本業務では、第1フェーズでの提案を踏まえ、成果3の1)から3)までを実施する。

(5) 対象地域

ネピドー(主なプロジェクト拠点)、その他関連地域

(6) 相手国側実施機関

- ・実施機関：ミャンマー電力・エネルギー省 (Ministry of Electricity and Energy : MOEE)
- ・MOEE内の関係部局：
 - 関係部局調整：電力計画局 (Department of Electric Power Planning :DEPP)
 - 実施関係部局：送電系統運用局 (Department of Power Transmission and System Control: DPTSC)、地方配電公社 (Electricity Supply Enterprise : ESE)、ヤンゴン配電公社 (Yangon Electricity Supply Corporation : YESC)、マンダレー配電公社 (Mandalay Electricity Supply Corporation: MESC)

(7) 本プロジェクトの受益者(ターゲットグループ)

直接受益者：ミャンマーMOEEの送変電及び配電に従事する技術者及び技能者(想定される技術者100人程度、技能者2,000人程度)

最終受益者：ミャンマー国民(2400万人程度*)

*人口5,141万人(2014年9月時点)に対し、2020年までの電化率目標が47%であることから、プロジェクト終了までの電化対象人数とした。

(8) 協力期間

プロジェクト期間は、2016年7月～2021年10月を予定(計63か月)

この内、本業務は、2019年4月～2021年10月までの30か月を予定している。

3. 業務の目的

「送配電系統技術能力向上プロジェクト」に関し、本プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

本プロジェクトは、テキスト作成・研修の施行実施段階となる第1フェーズと、評価・改善段階となる第2フェーズに分けて実施しており、本業務は第2フェーズに該当する。第1フェーズの活動結果を踏まえ、上記2.(3)の成果のうち、人材育成計画の枠組み及びロードマップが策定され、研修の2サイクル目を実施し、評価、改善するところまでを想定している。

4. 業務の範囲

本業務は、2016年1月22日に JICA がミャンマー電力省（当時 Ministry of Electric Power : MOEP）と締結した R/D に基づき実施される技術協力プロジェクト（有償勘定技術支援）の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 第1フェーズの成果達成状況

成果1の1)、3)、4)に関しては、MOEE の組織及び財務に関するアセスメントの結果を踏まえ、MOEE へ人材育成制度構築のための準備委員会の設立を提案し、2018年3月に MOEE の各部署からワーキンググループメンバーが選定された。制度構築は同ワーキンググループが主体的に進めることとなっているが、同ワーキンググループへの支援として、2018年6月にワークショップを開催し、人材育成計画／方針の方向性について提案している。具体的には、アセスメントの結果、MOEE 全体で統一された人材育成計画が策定されておらず、各組織によって研修方針の統一性がなく、MOEE の状況に合わせた体系的かつ持続的な研修システムの枠組みを策定することの必要性が確認されている。DEPP, DPTSC, ESE, YESC, MESC のそれぞれの組織及び財務について、本プロジェクト遂行に関連する課題を特定し、各課題に対する改善策を提案するとともに、新入社員からシニアレベルまでの職員の技術レベルおよび各専門分野に応じた人材開発計画について、その方向性を示す枠組みと、段階的に整備を行うロードマップ（組織としての適切な運営に必要な要員数及び研修に必要な要員数、育成スケジュール等を含む）の検討を行っている（詳細については、参考資料2）「ミャンマー国 送配電系統技術能力向上プロジェクト（第1フェーズ）業務完了報告書」の本文及び同報告書の添付資料4「MOEE 人材育成システムに関するアセスメントレポート」、添付資料8「材育成枠組み構築に関する報告書」を参照すること）。

成果1の2)については、送変電及び配電システムの技術的課題を特定し、口済減や信頼度向上に係る技術指導を行った。技術標準化については、研修及びテキストの中で日本の技術標準の紹介を行っているが、ミャンマーの技術標準化には至っていない。

成果2の1)、2)、3)、7)、8)に関しては、実施関係部局からの講師候補生

(若手エンジニア) 27 名を対象に、①配電計画・設計、②配電建設・安全、③配電運用・保守、④送電、⑤変電、5 テーマに関する（日常業務を一時的に離れた）集中研修を計 7 ヶ月間実施した。研修方法は、上記①～⑤のテキスト（専門家作成）に基づき、MOEE 研修センターで講義を行うとともに、一部の研修（複数の小容量変圧器を導入し配電ロス低減を図るマルチトランスフォーマーシステム、故障区間の切り分け等）については現場での実習を行った。講師候補生は、集中研修を通して基礎的な技術を習得し、第 1 フェーズ終盤では講師となり、主要都市（ヤンゴン、マンダレー、バゴー、タウンジー、マグウェイ、モンユワ）において、セミナーを実施した。上記①～⑤の 5 テーマの講義にあたっては、26 名の講師候補生が 1 回ないし 2 回の講師を務めた（各テーマ半日×5 テーマ×6 都市=30 コマ）。一連の活動を経て、第 1 フェーズ終了時には 26 名の講師候補生が MOEE の講師として認定された。

成果 3 に関しては、研修システムの PDCA の 1 サイクルが実施された。

詳細については、参考資料 2) の「第 4 章 プロジェクト目標の達成度」、「第 5 章 上位目標の達成に向けての提言」及び配布資料 3) 配布資料 3) 「Main Points Discussed」の「Attachment 2」達成状況を参照すること。

(2) PDM 指標の設定

プロジェクト目標及び成果の各指標は、参考資料 2) の「添付資料 9 Project Design Matrix (PDM)」のとおり設定されているが、上位目標の指標が未設定である。本業務開始から 6 か月以内に上位目標の指標を設定し、最初のモニタリングシートで確認すること。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

(4) 技術移転の方法

成果 2) の活動にあたっては、MOEE が自立的な研修実施に必要となる技術力の向上と知識の習得に重点を置くこと。キャパシティデベロップメントを目的として、集中研修を実施することに加え、送配電システムの現場での実習 (On the Job Trainig, 以下、OJT) を適宜組み合わせて行う。また、将来的な研修実施に向けて、研修プログラムを整備するとともに、送変電及び配電システムに関する技術標準化についての助言及び研修への反映をあわせて実施することが望ましいと考えられる。

日常的な業務の実施に当たっては、日本側専門家内で業務を実施するのではなく、ミャンマー側 C/P と密接に共同してプロジェクト活動を進めていくことを基

本として、双方が参加する定期的なプロジェクト進捗管理の場を設けることとする。

特に研修プログラム、カリキュラム、シラバス、テキスト、SOP (Standard Operating Procedure) 等の作成支援にあたっては、JCC メンバーも交えたワークショップ等を開催し、合意形成プロセスを確保することとする。

(5) 第2フェーズの研修

第1フェーズでは、①配電計画・設計、②配電建設・安全、③配電運用・保守、④送電、⑤変電の5テーマを対象に、主に基礎的な理論について指導を行っている。第2フェーズにおいても同5テーマを対象とするが、第1フェーズで実施した研修内容については、第1フェーズで技術を習得した MOEE の認定講師が、他の MOEE エンジニアに対して研修を行う予定である。コンサルタントは、MOEE 講師が実施する基礎的な研修を必要に応じて支援しつつ、第2フェーズではより実用的な研修を行うとともに、MOEE からの要望に応じ、第1フェーズで取り上げなかった新たなトピックス（地中線、配電管理システム、変電所の制御システム等）について研修を行うこととする。詳細については、配布資料3)「Main Points Discussed」の「Attachment 1 Training Topics」を参照すること。

(6) テキスト作成

第1フェーズでは、日本で使用されている技術専門書を英訳し、上記5テーマのテキストとしている。同テキストは日本の仕様で作成されているため、今後はミャンマーの仕様に合わせローカライズする必要がある。同改訂作業は、MOEE のシニアエンジニアの指導のもと、認定講師を含む MOEE 職員が行う予定であるが、本業務では見直すポイントや方針などを助言しテキストの改訂を支援することとする。なお、改訂版テキストおよび新規作成のテキストについては、著作権の取り扱いに留意し、ミャンマーで広く活用されるよう配慮すること。

(7) 研修用機材

研修用機材については、第1フェーズにおいて、ネピドーの MOEE 研修センターに研修用配電設備を設置するとともに、安全装備品等の研修用機材を導入している。加えて、第1フェーズの研修で学んだロス低減及び故障削減の効果（電線接続器具によるロス・電圧降下の低減、電線離断事故の削減、区分開閉器での迅速な故障区間の切り分けによる停電範囲の縮小）を実際の現場で確認すべく、パイロットサイトに変圧器や SOG 遮断器（負荷側の故障を自動的に遮断する開閉器。SOG : Storage Over-current and Ground relay）を設置している。設置したサイトは以下のとおりである。詳細については、参考資料2)の「2.16 資機材調達結果」を参照すること。

【マルチトランスフォーマーシステムのパイロットサイト】

Organization	Township	District	Type of Transformer	Capacity	Voltage
ESE	Tatkon	Nay Pyi Taw	Three Phase	100kVA x 1	11/0.4 kV
	Pyinmana	Pyinmana	Single Phase	25kVA x 1 50kVA x 1	11/0.23 kV
	Pathein	Pathein	Single Phase	25kVA x 1 50kVA x 1	11/0.23 kV
	Taunggyi	Taunggyi	Single Phase	25kVA x 1	11/0.23 kV

				50kVA x 1	
	Magway	Magway	Single Phase	25kVA x 1 50kVA x 1	11/0.23 kV
YESC	Dala	Yangon	Three Phase	200kVA x 3	11-6.6/0.4 kV
MESC	Kyaukpaduang	Nyaung Oo	Three Phase	100kVA x 2	11/0.4 kV
			Single Phase	25kVA x 1 50kVA x 1	11/0.23 kV

【SOG 遮断器のパイロットサイト】

Organization	Township	District	Type of Switch	No.
ESE	Tatkon	Nay Pyi Taw	SOG	1
MESC	Kyaukpaduang	Nyaung Oo	SOG	1

第1フェーズで調達した研修用機材は、参考資料2)の「添付資料10 調達機材リスト」のとおりであり、追加の機材調達は特に予定していない。但し、本プロジェクトにおける必要性を考慮して、追加で必要な機材があれば、①機材名、②数量、③基本的な仕様（または参考銘柄）、④必要と判断される理由等をプロポーザルに別見積りとして提案すること。但し、機材の調達可否については、必要性に加え、優先度、予算制約、調達後のスペアパーツ、及び本邦技術の比較優位性などを考慮したうえで、JICA 担当部が決定する（提案機材の予算はプロポーザルに含めない）。

なお、本プロジェクトで調達した研修用機材は、プロジェクト終了時に MOEE へ譲渡すること。プロジェクト期間中は JICA の資産であるため、年度末に実施される機材の物品照合にあたっては、JICA ミャンマー事務所に協力すること。

(8) データマネジメント

MOEE では現在、設計に必要なデータが整備されていない、停電時間・回数のデータに不備がある（全国の統一した集計データがない）、備品情報が整理されていないなど、データ管理が効率的、効果的に行われていない。そのため、本業務では、パイロットサイトを選定しデータ収集を行うとともに、データ管理ための指導を行うこととする。サイト選定にあたっては、上記(6)のパイロットサイトあるいは円借款事業のサイトを対象とすることが望ましい。データの管理状況については、参考資料2)の「2.4 ベースライン調査」及び配布資料2)の「ベースライン調査報告書」を参照すること。

(9) 他 JICA 事業（エネルギー分野）との連携

本プロジェクトは、円借款付帯プロジェクトであることから、円借款事業との連携強化による成果の見える化が期待されている。円借款事業としては、「ヤンゴン配電網改善事業フェーズI（2015年度）」及び「ミャンマー 地方主要都市配電網改善事業（2016年度）」で配電網整備、「全国基幹送変電設備整備事業フェーズI（2014年度）」及び「全国基幹送変電設備整備事業フェーズII（2015年度）」で送電網整備を支援している。2019年度実施予定の「都市配電網整備事業」では、本プロジェクトで支援を受けたエンジニアをそれぞれの Project Implementation Unit (PIU)の構成員とすることを審査にて合意しており、JICA 事業間の連携強化に努めている。本業務においても、PIU 構成員を研修に参加させるなど配慮するとともに、必要に応じて（JICA 担当部からの依頼に応じて）円借款事業の関係者との意見交換を行うこととする。

(10) ミャンマーでの研修及び地方セミナー

ミャンマーでの集中研修はOJTを含め、講師候補生30名を対象に、1回あたり3ヶ月間程度、年2回を1サイクルとして実施することを想定している。地方セミナーは、集中研修で技術・知識を習得した講師候補生が講師となり、地方部のエンジニア及びテクニシャンに対して行うセミナーを想定している。但し、MOEEの意向や研修内容に応じて柔軟に対応すること。

集中研修実施にあたっては、講師候補生の旅費及び宿泊費はMOEEが負担し、コンサルタントは食費あるいは日当を負担すること（参考：第1フェーズ時の食費はK3500／人日程度。但し、インフレを考慮すること）。地方セミナーにあたっては、地方都市への移動手段としてバス等借上、講師候補生の日当を負担すること。

(11) 本邦研修

MOEEが指名した講師候補生（30名程度）を対象に2週間程度の研修を年1回、上層部（課長レベル相当以上、6名程度）を対象に10日間程度の研修を年1回、計4回の本邦研修を想定しているが、本プロジェクトで実施すべき研修内容、受け入れ先及び時期の案については提案すること。本業務では、研修内容、時期を固め、本研修の実施に先立ち、研修内容、日程、受け入れ先との調整、研修員人選等、研修実施期間中及び終了後のフォローを行うこととする。

JICA国内機関の所管調整は、例年10月（第1回）、2月（第2回）、5月（第3回）、8月（最終）頃の計4回実施される。国内機関の状況により希望時期の受け入れが不可となる場合もあることから、本邦研修の実施時期、人選については早めにJICAに提案すること。提案後の実施時期等の変更も可能であるが、国内機関との調整を要することから速やかにJICAに報告すること。

本研修については、コンサルタントが研修実施を行うこととし、当該業務にかかる経費は「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン（2015年4月）」

（http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201504_guide.pdf）を参照のうえ、研修実施に係る部分について積算を行うこと。

(12) 本邦技術の活用促進

第1フェーズでは、ミャンマーでの研修や本邦研修において本邦技術の紹介を行うとともに、本邦技術を採用した製品を研修用配電設備や研修用安全装備品等として導入している。第2フェーズにおいても、送変電及び配電システムの技術標準化を踏まえつつ、円借款事業で導入する資機材に配慮し、本邦技術の活用促進に努めること。

(13) プロジェクト実施体制（ミャンマー側）

ミャンマー側実施体制としては、MOEEの上層部を中心としたメンバーで構成され合同調整委員会 Joint Coordination Committee (JCC) およびMOEEの講師候補生（MOEEが選定予定）が中心となりプロジェクトを実施していくことを原則としているが、実施にあたっては、MOEE副大臣の意向に配慮し、共通理解・

合意形成が適切に行われるよう十分留意すること。そのための手段として、関係者との議論や課題については、議事録等の形で整理し、実務レベル、経営層レベル（上層部）を含め丁寧に合意形成を図ること。

6. 業務の内容

以下に示す業務の内容について、上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、効果的に業務を実施するために必要な方法、手順等を国内業務、現地業務毎に具体的に示し、全体として効果的な工程をプロポーザルで提案すること。特に「(2) 送配電技術に係るキャパシティデベロップメント」及び「(3) 人材育成計画の枠組み」については、コンサルタントの知見、経験、関連トレーニングにかかる過去の実績に基づき、効果的な手法や具体的なアプローチをプロポーザルにて提案すること。

(1) ワーク・プラン（全体計画）およびモニタリングシートの合意

本プロジェクトにかかる第1フェーズの業務完了報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（英文）に取りまとめる。同プランを基に、ミャンマー側関係者と協議、意見交換し、ワーク・プランとして取りまとめ、合意する。

なお、ワーク・プランについては、評価指標の設定を含めたPDMを作成した上で、関係者と合意形成を行うこととする。

定期モニタリングについては、6か月毎にモニタリングシートをC/Pと共同で作成し、JICAミャンマー事務所および担当部署に提出する。

(2) 送配電技術に係るキャパシティデベロップメント

研修センターでの座学と実習および現場での実践を組み合わせて、効果的・効率的に実施すること。現時点で想定されている内容は以下のとおりであるが、コンサルタントはより効果的な手法や具体的なアプローチがあればプロポーザルにて提案すること。

1) ベースライン把握とキャパシティアセスメント

第1フェーズでは、MOEEの組織・財務に関するアセスメント及びMOEEの安全、効率、品質に関する現状レベルを把握するためのベースライン調査を実施した（アセスメントの詳細については、参考資料2）の「2.5 アセスメント調査」及び同資料の添付資料4「Assessment Report of Existing Human Resource Development Policy, Plan and Training System in Myanmar」を、ベースライン調査については、配布資料2）「送配電系統技術能力向上プロジェクト（第1フェーズ）のベースライン調査報告書」を参照すること。

本業務では、送配電の基礎的な技術能力にかかる個人レベルのベースラインを把握するため、MOEEが選定した講師候補生の基本的な能力評価（キャパシティアセスメント）を行う。同評価が講師認定制度に反映できるように、できる限り定量的に能力評価を行うとともに、JICA担当部及びMOEEとも協議の上、各講師候補生が達成すべき目標及び目標の達成度を測る手法等を設定すること。コンサルタントは、能力評価の方法、目標の達成度を測る手法等について、プロポーザルにて提案すること。

組織レベルについては、後述する（3）人材育成計画の枠組み（成果1に係る業

務内容）を参照すること。

2) MOEE 研修センターでの研修

クラスルームでの座学形式と研修用設備及び機器を使用した実習形式で、送配電技術に係る理解・習得を目標とする。研修トピックスについては、資料 3)「Main Points Discussed」の Attachment 1 Training Topics を参照すること。

3) 現場での研修（OJT）

コンサルタントは、講師候補生の能力強化の観点も加味して、MOEE の実際現場での実習も行うこと。上記（3）2) の MOEE 研修センターでの研修で習得した技術を現場で活用することで、講師候補生の理解度向上を図る。

4) 本邦研修

本邦研修に関し、コンサルタントが提案する本プロジェクトで実施すべき研修内容、受け入れ先及び時期の案について、研修内容、時期を固め、本研修の実施に先立ち、研修内容、日程、受け入れ先との調整、研修員人選等、研修実施期間中及び終了後のフォローを行うこととする。詳細については、5. 実施方針及び留意事項の（8）を参照すること。

5) キャパシティデベロップメントの取りまとめ

コンサルタントはプロジェクト終了前に、講師候補生の目標達成度を評価するとともに、本プロジェクトで実施された一連のキャパシティビルディングの成果を MOEE の内部に定着させるための方策について MOEE と協議し、JCC 等で協議結果を取りまとめること。

（3）人材育成計画の枠組み（成果 1 に係る業務内容）

第 1 フェーズの成果達成状況をレビューし、MOEE 内で人材育成計画の枠組み及びロードマップが策定されるよう、MOEE 関係者及び人材育成制度構築のためのワーキンググループメンバーを支援する。特に、プロジェクト終了後も MOEE が持続的に研修を実施できるよう、MOEE の状況に合わせた体系的かつ包括的な研修システムの構築支援を行う。第 1 フェーズの成果達成状況については、上述の「5. 実施方針及び留意事項」の「(1) 第 1 フェーズの成果達成状況」を参照すること（注：第 1 フェーズでは MOEE への“提案”に留まり、“策定”には至っていない）。

（4）研修プログラムの整備、実施（成果 2 に係る業務内容）

- 1) 本業務では、研修プログラムを計画し、体系だった研修プログラムの整備を行う。本業務で対象とする研修については、「5. 実施方針及び留意事項」の「(5) 第 2 フェーズの研修」及び「(8) データマネジメント」を参照すること。特に、データマネジメント及び SOP 作成については、研修に効果的に組み込むよう工夫すること。
- 2) 上記 1) のそれぞれの研修コースを検討し、シラバス、カリキュラム、テキストの作成を行う。第 1 フェーズでは、貸与資料のテキストに基づいて研修を実施しているが、体系化した研修プログラムに基づいたシラバス、カリキ

ュラム、テキストは作成に至っていない。テキスト作成にあたっては、「5. 実施方針及び留意事項」の「(6) テキスト作成」に留意すること。

第1フェーズで作成し、MOEE 職員がミャンマーの仕様に合わせて改訂するテキストについては、本業務で見直すポイントや方針等を助言しテキストの改訂を支援する。

- 3) 上記2) の研修用教材を使用し、講師育成を行う。育成する講師候補生は MOEE が選定するが、研修テーマについては先方と協議し、優先度及び緊急性の高いものから順次実施を開始することとする。
- 4) 第1フェーズでの講師候補生 26 名が MOEE の講師として認定されているが、講師認定制度の確立には至っていないため、本業務では、講師認定制度が適用されるよう、MOEE の支援を行う。制度の検討にあたっては、講師の認定だけではなく受講生の技術習得の認定も検討する。
- 5) 第1フェーズにて、研修カリキュラムを考慮し研修用機材を導入しているが、追記で必要な機材があれば提案すること。詳細については、「5. 実施方針及び留意事項」の「(7) 研修用機材」を参照すること。
- 6) 送電、変電、配電に関する技術標準化について、研修での活用の観点並びに本邦の優位性ある技術の活用が促進されるよう助言を行う。その上で、技術標準化の進捗に応じ、研修での活用を検討し、上記2) で作成するテキストにも反映させる。
- 7) 上記2) で準備された送電・配電・変電部門のシラバス、カリキュラム、テキストを活用し、OJT を含む集中研修及び地方セミナーを実施する。
- 8) 受講生が研修を評価するためのフィードバックシステムは、第1フェーズの地方セミナーで試行的に実施しているが、本業務では評価システムが実用化されるよう提案し、実施する。

(5) 研修システムの PDCA サイクルの構築（成果3に係る業務内容）

- 1) 第1フェーズで提案された課題・教訓を踏まえ、第2フェーズでの研修改善のための実施事項を提案する（PDCA サイクルの Action に相当）。第1フェーズで提案された課題・教訓については、参考資料2) の「第3章 プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓を」参照すること。
- 2) 成果2に係る業務内容の(4)1)から8)の活動についてモニタリングし、評価する。
- 3) 上記1) のモニタリング・評価の結果を踏まえ、MOEE が継続して研修を実施するにあたり必要な改善案を提案する。
- 4) PDCA サイクルが継続される組織の能力を確立する。

(6) 広報活動

プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、ミャンマー側及び日本側、他ドナー等に広く理解してもらえるよう、多様な機会を捉え、分かり易く積極的かつ効果的な情報発信を行う。また技術移転の様子を捉えた写真、映像の撮影を定期的に行うとともに、広報効果に留意した映像資料を編集、作成する（3-5分程度、日本語、英語版の制作を想定）。映像資料作成業務については現地再委託又は国内再委託を認める。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

レポート名	提出時期	部 数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文：3 部
ワーク・プラン	業務開始から約 6 カ月後	英文：10 部
(機材調達する場合のみ) 研修機材調達計画（案） (機材仕様書含む)	業務開始から 6 ヶ月後	和文：2 部
モニタリングシート	業務開始から 6 か月毎	英文：3 部
業務進捗報告書(キャパシティデベロップメントの進捗報告を含む)	業務開始から 1 年後及び 2 年後	和文要約：3 部 英文：5 部
プロジェクト・コンプリーション・レポート (Project Completion Report)	契約終了時 案件終了 3 ヶ月前に先方実施機関と協同で報告書案（英文）を作成し提出。JICA からのコメントを踏まえて最終化すること。	英文：3 部 CD-R：5 枚
業務完了報告書	契約終了時 案件終了 3 か月前にドラフトを提出し、JICA からのコメントを踏まえて最終化すること。	和文：3 部 CD-R：5 枚

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とともに、いずれの報告書も電子データで提出する。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

モニタリングシート及びプロジェクト・コンプリーション・レポートについては、以下の URL を参照し、定型フォームに基づき作成する。

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/index.html>

その他、各報告書の記載項目（案）は、当機構とコンサルタントで協議、確認する。

(2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、業務完了報告書に添付して提出することとする。

- ア キャパシティデベロップメント報告書（キャパシティデベロップメントの結果を取りまとめたもの）
- イ 研修プログラム、研修の各種講義資料、シラバス、カリキュラム、テキスト、SOP
- ウ 広報用画像・映像資料

（3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題(2~3ページ程度)
- イ 活動に関する写真（1ページ程度）
- ウ 業務フローチャート（A3版1ページ程度）

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2019年4月に開始し、約30ヶ月後の終了を目処とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は、約70M/Mを目途とする。

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

- a) 総括／研修システム（PDCA）構築（2号）
- b) 配電技術（計画・設計）
- c) 配電技術（建設・安全対策）
- d) 配電技術（運用・保守管理）（3号）
- e) 送電技術
- f) 変電技術（3号）
- g) 組織体制／人材育成計画
- h) データ管理／業務調整

なお、総括については、業務全体の運営・調整ができる人材が配置されることが期待される。

3. 相手国の便宜供与

(1) カウンターパートの配置

(2) プロジェクトオフィス／スペースの提供

4. 配布資料および閲覧資料

【配布資料】

- 1) 討議議事録（R/D）
- 2) 送配電系統技術能力向上プロジェクト（第1フェーズ）のベースライン調査報告書
- 3) Main Points Discussed (Training Topics 含む)

【貸与資料】

・Textbooks

産業開発・公共政策部資源・エネルギーグループ第一チーム（TEL：03-5226-6936）にて貸与します。

【参考資料】

- 1) 事業事前評価表
http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1500736_1_s.pdf
- 2) ミャンマー国 送配電系統技術能力向上プロジェクト（第1フェーズ）業務完了報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12323416.pdf>
- 3) Republic of the Union of Myanmar The Project for Capacity Development of Power Transmission and Distribution System (Phase I) Work Completion Report
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12323424.pdf>
- 4) 送配電系統技術能力向上プロジェクト（第1フェーズ）のPR動画
日本語 <https://youtu.be/Rs8BNa7Smdw>
英語 <https://youtu.be/B5OqtGwWr9I>
- 5) Republic of the Union of Myanmar, preparatory survey for power improvement project in the Greater Yangon : final report (February 2014)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12147492.pdf>
- 5) Republic of the Union of Myanmar, preparatory survey on distribution system improvement project in main cities : final report (July 2015)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12236824.pdf>

5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること（別見積もり）

6. 現地再委託

以下の業務に関する現地再委託を認める。その他、現地及び国内の機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することが効果的と認められる作業項目がある場合は、当該業務について必要と判断する理由、並びに再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を予定している業者の候補並びに再委託業務の監督・成果品の検査方法など、具体的な提案を行うこと。

- (1) データ収集に係る調査
- (2) データ管理

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、第1期契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができるとしている。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 機材調達

機材調達にあたっては、C/Pとの協議を経たうえで機材調達計画を作成する。「機材調達支援業務ガイドライン（本邦調達）」（2015年7月）に従い、供与機材の調達については機構が担当する。

<本邦調達機材>機構が実施する機材仕様書作成及び機材調達段階においても、受注者は可能な限り協力することとする。機構の調達は陸揚げ港までの輸送を含み、必要に応じ受注者は陸揚げ港からプロジェクトサイトまでの輸送を再委託により実施するが、その場合、別途契約変更を行うこととする。また、現地における設置及び設置に伴い必要となる調査・工事等がある場合には、受注者が再委託することを想定し、その際別途契約変更を行う。

<現地や第三国にて調達する機材がある場合>機材仕様書案作成について契約変更を行う可能性がある。また、輸送、現地における設置及び設置に伴い必要となる調査・工事等についても再委託により実施する可能性があるが、必要に応じ契約変更を行うこととする。

受注者はいずれの場合においても、機構と再委託先に対し、技術的観点から協力をすること。調達機材の検収は機構で行うが、受注者は検収には立ち会い補助し、検収後、調達機材を使用したC/Pへの研修については、受注者にて行う。尚、機材調達に関する契約変更分の費用はプロポーザルに含めない。

(5) 安全管理

コンサルタントは、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地での留意事項については、海外安全ホームページ及びJICAミャンマー事務所、在ミャンマー日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸

機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA ミャンマー事務所と常時連絡が取れる体制を取り、現地作業時に緊急連絡網を JICA ミャンマー事務所に提出し、特に地方において活動を行う場合は、移動手段等について JICA ミャンマー事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

なお、現地業務に先立ち渡航予定者全員を「たびレジ」に登録すること。

以上

